

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○種畜証明書の交付の通報 (畜産振興課)	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (")	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (")	2
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
◎港湾隣接地域の指定 (港湾・海岸課)	4
◎海岸保全区域の指定 (")	5
◎告示（海岸保全区域の指定）の一部改正 (")	5
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
◎公告（港湾隣接地域の指定）の一部変更 (港湾・海岸課)	6
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (10・21掲示)	6
落札公告	
○落札者等の公告 (情報政策課)	6

告 示

高知県告示第589号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年10月25日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11460016716	平28・9・7	北隆栄 (全和15子高褐1049)	牛	褐毛和種	平27・4・25	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

<p>高知県告示第590号 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成28年10月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 高岡郡檮原町中平1321・影野地1068（以上2筆国有林）</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>高知県告示第591号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。 平成28年10月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成7年1月農林水産省告示第135号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 変更しない。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第592号 平成28年8月高知県告示第459号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成28年10月25日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 四万十市西土佐橋242番地 イ 氏名 稲田 優香 (2)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>高知市朝倉丙2159番地2 イ 氏名 福島 正男 (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町佐賀3177番地 イ 氏名 森本 菊野 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村檮原227番屋敷 イ 氏名 松山 福馬 (5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町檮原東4630番地 イ 氏名 西添 愛明 (6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町檮原乙668番地 イ 氏名 西添 愛明 (7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原町檮原東4630番地 イ 氏名 西添 知枝 (8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村檮原乙1041番地 イ 氏名 久光 鶴記 (9)ア 登記簿記載の住所 神奈川県横浜市西区浅間台97番地4 イ 氏名 味元 利幸 (10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村檮原乙1105番地 イ 氏名 久光 留吉 (11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村檮原乙1105番地 イ 氏名 久光 一之 (12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡檮原村檮原乙1097番地 イ 氏名 松山 福馬 (13)ア 登記簿記載の住所 熊本県荒尾市八幡台一丁目13番11号</p>	<p>イ 氏名 武藤 春吉 (14)ア 登記簿記載の住所 高岡郡斗賀野村西組370番屋敷 イ 氏名 西森 守吉 (15)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丙148番地2 公務員宿舍431号 イ 氏名 岩川 すみ造 (16)ア 登記簿記載の住所 高知市北越前町98番地 イ 氏名 熊岡 康博 (17)ア 登記簿記載の住所 埼玉県川口市大字久佐衛門新田131番地の1 イ 氏名 井村 一 (18)ア 登記簿記載の住所 中村市丸の内1813番地23 イ 氏名 武藤 貞雄 (19)ア 登記簿記載の住所 鎌倉市岩瀬682番地 イ 氏名 佐井 照恵 (20)ア 登記簿記載の住所 大阪府吹田市大字片山2299番地13 イ 氏名 松下 芳喜 (21)ア 登記簿記載の住所 大阪市住吉区我孫子東三丁目3番12-46号 イ 氏名 野村 浩教 (22)ア 登記簿記載の住所 大阪市東住吉区長吉六反町174番地2 イ 氏名 安井 勝 (23)ア 登記簿記載の住所 東大阪市玉串町東一丁目3番56号 イ 氏名 尾崎 恵則 (24)ア 登記簿記載の住所 布施市小阪本町二丁目25番地1 イ 氏名</p>
---	---	--

(25)ア 坂本 貴美 登記簿記載の住所 土佐清水市浦尻205番地2 イ 氏名 武藤 竹三郎	(36)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町宗呂丙1867番地 イ 氏名 金枝 友吉	土佐郡十六村中追106番地 イ 氏名 中岡 弘吉
(26)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市浦尻7番11号 イ 氏名 岡佐保	(37)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1998番地 イ 氏名 野中 清枝	(48)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町本山228番地2 イ 氏名 岡林 芳武
(27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村下川口1023番地 イ 氏名 福島 絹	(38)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙2064番地 イ 氏名 田辺 亀野	(49)ア 登記簿記載の住所 高知市曙町一丁目3番32号 イ 氏名 豊嶋 美香
(28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町下川口1028番地 イ 氏名 亀井 征	(39)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村宗呂丙260番地 イ 氏名 武藤 徳枝	(50)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別913番地 イ 氏名 川江 真澄
(29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町下川口1028番地 イ 氏名 亀井 泉	(40)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙260番地 イ 氏名 武藤 美代子	(51)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川縦ノ木山966番地 イ 氏名 岡林 夏寿
(30)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町下川口1028番地 イ 氏名 亀井 靖三	(41)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙3742番地 イ 氏名 松下 友次郎	(52)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別851番地 イ 氏名 川江 勇
(31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村下川口42番地 イ 氏名 弘畑 君	(42)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市竜串24番19号 イ 氏名 坂本 雅代	(53)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別825番地 イ 氏名 川崎 秀博
(32)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川1194番地 イ 氏名 岡林 幹造	(43)ア 登記簿記載の住所 東京都大田区本蒲田三丁目9番地 イ 氏名 岡谷 政直	(54)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別939番地 イ 氏名 伊藤 正利
(33)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎町三崎2735番地 イ 氏名 西岡 康夫	(44)ア 登記簿記載の住所 西宮市甲子園口二丁目72番地 イ 氏名 亀井 新次郎	(55)ア 登記簿記載の住所 高知市秦南町二丁目29番16号 イ 氏名 山本 富照
(34)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎3219番地イ イ 氏名 坂本 雅代	(45)ア 登記簿記載の住所 高岡郡西津野村榑原114番屋敷 イ 氏名 森山 林代	(56)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村安丸1747番地 イ 氏名 井本 伊勢
(35)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1118番地 イ 氏名 岡崎 清光	(46)ア 登記簿記載の住所 土佐郡十六村中追11番屋敷 イ 氏名 中岡 清吾	(57)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村安丸1479番地 イ 氏名 山中 通
	(47)ア 登記簿記載の住所	(58)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市馬場町一丁目43番地

- イ 氏名
關 克彦
 - (59)ア 登記簿記載の住所
大阪府守口市西郷通四丁目11番地
 - イ 氏名
關 和夫
 - (60)ア 登記簿記載の住所
高岡郡仁淀村別枝1943番地
 - イ 氏名
中平 初男
 - (61)ア 登記簿記載の住所
岡山県津山市川崎1233番地2
 - イ 氏名
成瀬 勇清
 - (62)ア 登記簿記載の住所
広島県安芸郡矢野町3992番地2
 - イ 氏名
成瀬 勇清
 - (63)ア 登記簿記載の住所
高知市神田502番地1
 - イ 氏名
片岡 竜也
 - (64)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡
 - イ 氏名
大黒 福弥
 - (65)ア 登記簿記載の住所
高岡郡別府村川渡121番屋敷
 - イ 氏名
掛水 藤弥
 - (66)ア 登記簿記載の住所
東京都東大和市大字奈良橋1322番地43
 - イ 氏名
川島 永好
 - (67)ア 登記簿記載の住所
安芸郡東洋町河内772番地
 - イ 氏名
奥内 加賀吉
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年1月農林水産省告示第107号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について
高知県告示第593号
国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年10月12日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成28年10月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
現地測量（数値地形図作成）
 - 2 作業期間
平成28年10月11日から平成29年3月31日まで
 - 3 作業地域
幡多郡黒潮町の一部
- 高知県告示第594号**
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年10月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年10月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神母ノ木野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町神母ノ木字下舟渡315番1から 香美市土佐山田町神母ノ木字下舟渡309番1まで	前	3.1 ┆ 9.7	48
香美市土佐山田町神母ノ木字下舟渡315番1から 香美市土佐山田町神母ノ木字牛ツキ岩201番1まで	後	4.2 ┆ 17.2	48

高知県告示第595号
港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、宿毛湾港の港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成28年10月25日
宿毛湾港港湾管理者
高知県知事 尾崎 正直
宿毛湾港港湾隣接地域として指定する範囲
標点 位置

- 1 片島埋立護岸の北西端（宿毛市片島713番地内）から10メートルの地点
- 2 標点1の地点から方向角185度20分21秒110.475メートルの地点
- 3 標点2の地点から方向角108度54分56秒132.934メートルの地点
- 4 標点3の地点から方向角198度01分28秒344.184メートルの地点
- 5 標点4の地点から方向角203度11分42秒98.426メートルの地点
- 6 標点5の地点から方向角128度53分38秒60.766メートルの地点
- 7 標点6の地点から方向角52度21分58秒93.408メートルの地点
- 8 標点7の地点から方向角141度46分11秒457.048メートルの地点

標点1の地点から270度に引いた線、標点1の地点から標点3の地点までを順次に直線で結んだ線、標点3の地点及び標点4の地点を臨港道路の陸側端に沿って結んだ線、標点4の地点から標点7の地点までを順次に直線で結んだ線、標点7の地点及び標点8の地点を臨港道路の陸側端に沿って結んだ線、標点8の地点から250度に引いた線並びに水際線により囲まれた陸域、
標点 位置

- 9 宿毛市片島234番地1地内の地点
- 10 標点9の地点から方向角355度23分45秒428.114メートルの地点
- 11 標点10の地点から方向角27度23分16秒215.937メートルの地点
- 12 標点11の地点から方向角344度12分39秒95.870メートルの地点
- 13 標点12の地点から方向角69度00分00秒602.357メートルの地点

標点9の地点から90度に引いた線、標点9の地点から標点12の地点までを順次に市道片島南線の陸側端に沿って結んだ線、標点12の地点及び標点13の地点を直線で結んだ線、標点13の地点から180度に引いた線並びに水際線により囲まれた陸域並びに
標点 位置

- 14 宿毛市大島字内ノ浦1119番42地内の地点
- 15 標点14の地点から方向角162度30分37秒409.243メートルの地点

<p>16 標点15の地点から方向角131度06分28秒21.689メートルの地点</p> <p>17 標点16の地点から方向角190度28分53秒11.242メートルの地点</p> <p>18 標点17の地点から方向角226度53分41秒110.596メートルの地点</p> <p>19 標点18の地点から方向角228度27分16秒257.245メートルの地点</p> <p>20 標点19の地点から方向角261度43分46秒227.682メートルの地点</p> <p>21 標点20の地点から方向角244度00分00秒153.502メートルの地点</p> <p>標点14の地点から0度に引いた線、標点14の地点及び標点15の地点を市道大島南線の陸側端に沿って結んだ線、標点15の地点から標点21の地点までを順次に直線で結んだ線、標点21の地点から180度に引いた線並びに水際線により囲まれた陸域</p> <p>高知県告示第596号</p> <p>海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する。</p> <p>平成28年10月25日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>種崎地区海岸</p> <p>1 基準点</p> <p>(1) 高知市種崎浦ノ町148番の29地先に設けた点（基準杭）を基準点1とする。</p> <p>(2) 基準点1から方位角237度00分04秒19.887メートルの点（基準杭）を基準点2とする。</p> <p>(3) 基準点2から方位角184度46分52秒87.727メートルの点（基準杭）を基準点3とする。</p> <p>(4) 基準点3から方位角166度01分41秒51.345メートルの点（基準杭）を基準点4とする。</p> <p>(5) 基準点4から方位角155度22分24秒42.280メートルの点（基準杭）を基準点5とする。</p> <p>(6) 基準点5から方位角149度38分53秒40.743メートルの点（基準杭）を基準点6とする。</p> <p>(7) 基準点6から方位角140度19分24秒40.379メートルの点（基準杭）を基準点7とする。</p> <p>(8) 基準点7から方位角133度11分18秒45.380メートルの点（基準杭）を基準点8とする。</p> <p>(9) 基準点8から方位角127度53分56秒43.077メートルの点（基準杭）を基準点9とする。</p> <p>(10) 基準点9から方位角118度44分28秒14.393メートルの点（基準杭）を基準点10とする。</p> <p>(11) 基準点10から方位角103度14分24秒21.329メートルの点</p>	<p>(基準杭)を基準点11とする。</p> <p>(12) 基準点11から方位角80度57分44秒57.376メートルの点（基準杭）を基準点12とする。</p> <p>(13) 基準点12から方位角73度28分12秒51.297メートルの点（基準杭）を基準点13とする。</p> <p>(14) 基準点13から方位角74度20分31秒182.108メートルの点（基準杭）を基準点14とする。</p> <p>(15) 基準点14から方位角70度56分18秒234.900メートルの点（基準杭）を基準点15とする。</p> <p>(16) 基準点15から方位角7度13分22秒118.035メートルの点（基準杭）を基準点16とする。</p> <p>(17) 基準点16から方位角4度00分01秒100.000メートルの点（基準杭）を基準点17とする。</p> <p>(18) 基準点17から方位角23度00分00秒183.000メートルの点（基準杭）を基準点18とする。</p> <p>(19) 基準点18から方位角28度00分00秒95.000メートルの点（基準杭）を基準点19とする。</p> <p>(20) 基準点19から方位角42度00分00秒254.000メートルの点（基準杭）を基準点20とする。</p> <p>(21) 基準点20から方位角51度00分00秒550.000メートルの点（基準杭）を基準点21とする。</p> <p>(22) 基準点21から方位角56度00分00秒564.000メートルの点（基準杭）を基準点22とする。</p> <p>(23) 基準点22から方位角68度00分00秒900.001メートルの点（基準杭）を基準点23とする。</p> <p>(24) 基準点23から方位角73度12分12秒340.214メートルの点（基準杭）を基準点24とする。</p> <p>2 補助点</p> <p>(1) 基準点1から基準点24までの間の海上に基1から基24までを設定する。</p> <p>(2) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>基1 基準点1から方位角320度03分31秒38.364メートルの点</p> <p>基2 基準点2から方位角270度00分00秒70.000メートルの点</p> <p>基3 基準点3から方位角200度30分44秒89.196メートルの点</p> <p>基9 基準点9から方位角213度24分14秒49.354メートルの点</p> <p>基11 基準点11から方位角161度42分49秒61.576メートルの点</p> <p>基14 基準点14から方位角105度46分15秒287.402メートルの点</p> <p>基15 基準点15から方位角109度33分07秒287.276メートルの点</p>	<p>基16 基準点16から方位角90度00分00秒100.000メートルの点</p> <p>基20 基準点20から方位角180度00分00秒180.000メートルの点</p> <p>基21 基準点21から方位角189度05分38秒200.351メートルの点</p> <p>基22 基準点22から方位角105度27分54秒207.020メートルの点</p> <p>基23-1 基準点23から方位角163度12分12秒123.596メートルの点</p> <p>基23-2 基準点23から方位角134度59分05秒244.677メートルの点</p> <p>基24 基準点24から方位角162度31分37秒199.735メートルの点</p> <p>3 区域</p> <p>基準点1、基1から基24まで及び基準点24から基準点1までの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>高知県告示第597号</p> <p>昭和50年1月高知県告示第30号（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成28年10月25日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>10を次のように改める。</p> <p>10 仁井田地区海岸保全区域</p> <p>基点248から基点257までの各基点を順次結んだ線、基点257と基点273を結んだ線、基点273から基点295までの各基点を順次結んだ線並びに基点295、補助点295′、補助点294′、補助点293′、補助点292′、補助点291′、補助点290′、補助点289′、補助点284′、補助点282′、補助点281′、補助点280′、補助点275′、補助点266′、補助点265′、補助点240′、補助点241′、補助点261′、補助点260′、補助点259′、補助点255′、補助点254′、補助点251′、補助点249′、補助点248′及び基点248を順次結んだ線によって囲まれた区域から基点258から基点272までの各基点及び基点258を順次結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域</p> <table border="0"> <tr> <td>基点248</td> <td>高知市仁井田西中山3551番の1地先標柱</td> </tr> <tr> <td>〃 249</td> <td>基点248から95度55メートルの地点</td> </tr> <tr> <td>〃 250</td> <td>〃 249から51度78メートルの地点</td> </tr> <tr> <td>〃 251</td> <td>〃 250から83度28メートルの地点</td> </tr> <tr> <td>〃 252</td> <td>〃 251から121度70メートルの地点</td> </tr> <tr> <td>〃 253</td> <td>〃 252から52度85メートルの地点</td> </tr> <tr> <td>〃 254</td> <td>〃 253から164度135メートルの地点</td> </tr> <tr> <td>〃 255</td> <td>〃 254から184度172メートルの地点</td> </tr> <tr> <td>〃 256</td> <td>〃 255から148度180メートルの地点</td> </tr> </table>	基点248	高知市仁井田西中山3551番の1地先標柱	〃 249	基点248から95度55メートルの地点	〃 250	〃 249から51度78メートルの地点	〃 251	〃 250から83度28メートルの地点	〃 252	〃 251から121度70メートルの地点	〃 253	〃 252から52度85メートルの地点	〃 254	〃 253から164度135メートルの地点	〃 255	〃 254から184度172メートルの地点	〃 256	〃 255から148度180メートルの地点
基点248	高知市仁井田西中山3551番の1地先標柱																			
〃 249	基点248から95度55メートルの地点																			
〃 250	〃 249から51度78メートルの地点																			
〃 251	〃 250から83度28メートルの地点																			
〃 252	〃 251から121度70メートルの地点																			
〃 253	〃 252から52度85メートルの地点																			
〃 254	〃 253から164度135メートルの地点																			
〃 255	〃 254から184度172メートルの地点																			
〃 256	〃 255から148度180メートルの地点																			

- 〃 257 〃 256から179度110メートルの地点
- 〃 258 〃 257から223度72メートルの地点
- 〃 259 〃 258から5度95メートルの地点
- 〃 260 〃 259から272度160メートルの地点
- 〃 261 〃 260から1度280メートルの地点
- 〃 262 〃 261から272度310メートルの地点
- 〃 263 〃 262から0度45メートルの地点
- 〃 264 〃 263から272度290メートルの地点
- 〃 265 〃 264から181度425メートルの地点
- 〃 266 〃 265から92度580メートルの地点
- 〃 267 〃 266から181度240メートルの地点
- 〃 268 〃 267から90度45メートルの地点
- 〃 269 〃 268から0度25メートルの地点
- 〃 270 〃 269から90度35メートルの地点
- 〃 271 〃 270から0度50メートルの地点
- 〃 272 〃 271から90度70メートルの地点
- 〃 273 〃 257から191度156メートルの地点
- 〃 274 〃 273から185度82メートルの地点
- 〃 275 〃 274から215度280メートルの地点
- 〃 276 〃 275から130度52メートルの地点
- 〃 277 〃 276から217度230メートルの地点
- 〃 278 〃 277から312度60メートルの地点
- 〃 279 〃 278から222度23メートルの地点
- 〃 280 〃 279から223度172メートルの地点
- 〃 281 〃 280から310度70メートルの地点
- 〃 282 〃 281から270度120メートルの地点
- 〃 283 〃 282から182度175メートルの地点
- 〃 284 〃 283から125度33メートルの地点
- 〃 285 〃 284から212度282メートルの地点
- 〃 286 〃 285から123度79メートルの地点
- 〃 287 〃 286から214度75メートルの地点
- 〃 288 〃 287から301度70メートルの地点
- 〃 289 〃 288から215度50メートルの地点
- 〃 290 〃 289から128度115メートルの地点
- 〃 291 〃 290から215度130メートルの地点
- 〃 292 〃 291から305度50メートルの地点
- 〃 293 〃 292から225度95メートルの地点
- 〃 294 〃 293から315度60メートルの地点
- 〃 295 〃 294から237度75メートルの地点
- 補助点248' 基点248から200度40メートルの点
- 〃 249' 〃 249から140度45メートルの点
- 〃 251' 〃 251から180度50メートルの点
- 〃 254' 〃 254から255度45メートルの点
- 〃 255' 〃 255から240度50メートルの点
- 〃 259' 〃 259から0度35メートルの点

- 〃 260' 〃 260から45度50メートルの点
- 〃 261' 〃 261から45度45メートルの点
- 〃 241' 〃 263から9度37メートルの点
- 〃 240' 〃 264から306度76メートルの点
- 〃 265' 〃 265から250度70メートルの点
- 〃 266' 〃 266から230度40メートルの点
- 〃 275' 〃 275から255度76メートルの点
- 〃 280' 〃 280から340度45メートルの点
- 〃 281' 〃 281から40度20メートルの点
- 〃 282' 〃 282から300度40メートルの点
- 〃 284' 〃 284から230度82メートルの点
- 〃 289' 〃 289から283度40メートルの点
- 〃 290' 〃 290から260度20メートルの点
- 〃 291' 〃 291から0度25メートルの点
- 〃 292' 〃 292から0度25メートルの点
- 〃 293' 〃 293から0度25メートルの点
- 〃 294' 〃 294から345度40メートルの点
- 〃 295' 〃 295から320度38メートルの点

本文中「以上10の海岸保全区域についての図面は、高知県土木部港湾・海岸課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。」を削る。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成28年10月25日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年6月10日 28高幡土開第2号	土佐清水市加久見入 沢町989番2ほか	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃

昭和37年8月31日付け高知県公報第4418号の公告（港湾隣接地域の指定）の一部を次のとおり変更する。
平成28年10月25日

宿毛湾港港湾管理者
高知県知事 尾崎 正直

「片島港」を削る。
7を削り、8を7とする。

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成28年11月11日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成28年10月21日（揭示済）
高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 書面の種類
平成28年10月19日付け権利取得及び明渡し of 裁決書
- 書面の交付を受ける者の住所及び氏名
須崎市桑田山字小濱谷乙2445番34、乙2445番35、乙2445番36、乙2445番37及び乙2445番38の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

居所不明。ただし、戸籍の附票上の住所
米国ニューヨーク州ニューヨーク 松浦 有紀子

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年10月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県情報セキュリティクラウド構築事業委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 随意契約の相手方を決定した日
平成28年8月24日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 随意契約に係る契約金額
171,720,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため